



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年10月18日金曜日 第1400号

## ◇ 目次 ◇

愛媛県職場適応訓練委託規則及び愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則.....1175

### 告 示

- 新たに生じた土地の確認（西条市）.....1176
- 字の区域の変更（ " ）.....1176
- 新たに生じた土地の確認（宮窪町）.....1176
- 字の区域の変更（ " ）.....1176
- 新たに生じた土地の確認（ " ）.....1177
- 字の区域の変更（ " ）.....1177
- 新たに生じた土地の確認（八幡浜市）.....1177
- 字の区域の変更（ " ）.....1177
- 医療機関の指定.....1177
- 指定医療機関の廃止の届出.....1177
- 介護機関（居宅介護事業者）の指定.....1177
- 介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....1178
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....1178
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....1179
- 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....1179
- 医療機関の指定.....1179
- 指定医療機関の廃止.....1180
- 医師の指定.....1180
- 医療機関の指定.....1180
- 大規模小売店舗の廃止の届出.....1181
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....1181
- 大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等（2件）.....1181
- 土地改良区役員の退任の届出.....1182
- 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....1182
- 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1183
- 解除予定保安林.....1183
- 落札者等の告示.....1183
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可.....1183
- 道路の区域変更（県道山鳥坂名荷谷線）.....1184
- 道路の供用開始（ " ）.....1184

### 公 告

争議行為の通知の公表.....1185

### 教育委員会規則

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則.....1185

### 教育委員会告示

- 平成15年度愛媛県立中学校入学者選考実施要項.....1191
- 平成15年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項.....1192
- 平成15年度愛媛県立特殊学校高等部入学者選抜実施要項.....1194

### 公営企業告示

落札者等の告示.....1195

## 雑 報

裁決手続開始の決定の公告.....1195

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第67号

愛媛県職場適応訓練委託規則及び愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

### 愛媛県職場適応訓練委託規則及び愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

（愛媛県職場適応訓練委託規則の一部改正）

**第1条** 愛媛県職場適応訓練委託規則（昭和39年愛媛県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第4号中「第16条、」の下に「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第35号）附則第2条第1項の規定によりその効力を有するものとされる旧」を、「第13条」の下に「若しくは第14条」を加え、「若しくは第4条第1項」を「、第4条第1項、第8条若しくは第9条」に改める。

（愛媛県訓練手当支給規則の一部改正）

**第2条** 愛媛県訓練手当支給規則（昭和41年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第13条第2号」を「第18条第2号」に改める。

第3条第1項第2号中「地域雇用開発等促進法（昭和62年法律第23号）第21条」を「雇用保険法（昭和49年法律第116号）第25条第1項」に、「職業紹介活動」を「広域職業紹介活動」に改め、同項第6号中「第1条第1項第8号イ」を「第1条第1項第7号イ」に改め、同項第8号中「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第1条に規定する障害者」を「障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第1条の4に規定する精神障害者」に改め、同項第15号中「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（）」を「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第35号）附則第2条第1項の規定によりその効力を有するものとされる旧特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（）」に、「又は」を「若しくは特

定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令（平成13年厚生労働省令第129号）附則第2条第1項の規定によりその効力を有するものとされる旧」に改め、「特定不況業種離職者求職手帳」の下に「又は雇用対策法施行規則附則第8条若しくは第9条の規定による石炭鉱業離職者求職手帳」を加え、同条第2項中「第1条第1項第8号イ(2)」を「第1条第1項第7号イ(2)」に改め、同条第3項中「（昭和49年法律第116号）」を削り、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。  
第8条中「第13条」を「第18条」に改める。

様式第1号中

第8号	第8号 の2	第10号	第11号	第12号	第13号	を
第7号 の2	第8号 の2	第10号	第11号	第12号	旧第13号	に、
第3項	第5項	を	第3項	に、		
雇用対策 法施行規 則附則第 2条第1 項	を	雇用対策法施行規則 附則 第2条 第1項	第7条 第1項	に改める。		
第2号		第2号	第2号			

様式第1号（注意）の次に注として次のように加える。  
注 ③欄の(4)の「旧第13号」とは、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令（平成13年厚生労働省令第129号）第3条の規定による改正前の雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第2条第2項第13号をいう。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に第2条の規定による改正前の愛媛県訓練手当支給規則様式第1号の規定により提出されている書類は、同条の規定による改正後の愛媛県訓練手当支給規則様式第1号の規定により提出された書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1661号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、西条市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、西条市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
西条市ひうち字西ひうち7の6及び7の15の地先	27 226 .09

○愛媛県告示第1662号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、西条市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
大字 ひうち	字 西ひ うち	西条市ひうち字西ひうち7の6及び7の15の地先公有水面埋立地
		27 226 .09

○愛媛県告示第1663号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宮窪町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、宮窪町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
宮窪町大字友浦56、57、81から83まで、114の1、115の2、116、118から120まで、121の1、122の1、170の1、170の2及び172の地先	1 238 57
宮窪町大字友浦1、2の2、2の3、45、48、48の2から48の5まで及び53の地先	2 945 .00
宮窪町大字友浦53、54、55の2及び58の地先	269 .68

○愛媛県告示第1664号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宮窪町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
大字友浦	宮窪町大字友浦56、57、81から83まで、114の1、115の2、116、118から120まで、121の1、122の1、170の1、170の2及び172の地先公有水面埋立地	1 238 57
	宮窪町大字友浦1、2の2、2の3、45、48、48の2から48の5まで及び53の地先公有水面埋立地	2 945 .00
	宮窪町大字友浦53、54、55の2及び58の地先公有水面埋立地	269 .68

○愛媛県告示第1665号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宮窪町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、宮窪町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宮窪町大字友浦1、45、48及び48の2から48の4までの地先	3 404 .64

○愛媛県告示第1666号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宮窪町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
大字友浦	宮窪町大字友浦1、45、48及び48の2から48の4までの地先公有水面埋立地		3 404 .64

○愛媛県告示第1667号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、八幡浜市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、八幡浜市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
八幡浜市大字合田1911の9、1923、1925の1から1925の3まで、1926の3、1930の1、1930の3から1930の10まで、1933の1、1933の4、1935の1、1935の2、2140の12、2140の14から2140の17まで、2140の34、2140の42から2140の44まで及び2140の46の地先	4,182.80

○愛媛県告示第1668号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、八幡浜市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

○愛媛県告示第1671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
大字合田	八幡浜市大字合田1911の9、1923、1925の1から1925の3まで、1926の3、1930の1、1930の3から1930の10まで、1933の1、1933の4、1935の1、1935の2、2140の12、2140の14から2140の17まで、2140の34、2140の42から2140の44まで及び2140の46の地先公有水面埋立地		4,182.80

○愛媛県告示第1669号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
ふく整形外科	福 西 昭 人	宇摩郡土居町中村1245番地	平成 14.10.1
くろみつ眼科	黒 光 正 三	新居浜市高木町4-7	平成 14.10.1
さくら薬局土居店	有限会社 蝶 野	宇摩郡土居町中村1254-1	平成 14.10.1
きんぐ調剤薬局八幡	有限会社 キングメディカル	新居浜市八幡町二丁目5番6号	平成 14.10.1
たにもと薬局	谷 本 勝 司	大洲市徳森1990-1	平成 14.10.1
みつばち薬局	株式会社 ア ク ト	新居浜市中西町6-45	平成 14.10.1
パ ー ル 薬 局	有限会社 宇 和 島 調 剤	宇和島市御殿町3-6	平成 14.10.1

○愛媛県告示第1670号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年月日
羽田歯科医院	羽 田 良 幸	今治市別宮町三丁目7-21	平成 14.9.4
笹 岡 薬 局	株式会社 笹 岡 薬 局	宇和島市新町一丁目4-13	平成 14.6.11

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社 たんぽぽ介護サービス	温泉郡重信町見奈良399番地	くま安心館グループホーム	上浮穴郡久万町久万町244番地	平成14.8.16
社会福祉法人 宇和町社会福祉施設協会	東宇和郡宇和町久枝甲1434番地1	短期入所生活介護事業所 松葉寮	東宇和郡宇和町久枝甲1434番地1	平成14.8.1
有限会社 ウエンス	今治市片山二丁目3番29号	ダスキレントオール 今治北日吉ステーション	今治市北日吉町一丁目12-8	平成14.10.1
医療法人 不老	八幡浜市穴井3番耕地401番地	穴井診療所	八幡浜市穴井3番耕地401番地	平成14.6.1
医療法人 不老	八幡浜市穴井3番耕地401番地	川上診療所	八幡浜市川上町川名津甲32番6	平成14.6.1
株式会社 富士タクシー	八幡浜市1460番地103	富士介護サービス	八幡浜市1460番地103	平成14.9.20
有限会社 プラス	越智郡伯方町木浦甲3458番地の5	有限会社 プラス	越智郡伯方町木浦甲3458番地の5	平成14.8.1
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1番地	デイサービス施設柏寿園	南宇和郡内海村柏1542番地1	平成14.6.1
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1番地	老人短期入所施設柏寿園	南宇和郡内海村柏1542番地1	平成14.6.1
医療法人 青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	デイサービスセンター アクティブ大洲	大洲市中村853番地1	平成14.10.1
松山建機株式会社	伊予郡松前町西古泉282番地2	訪問介護事業所ふるさと	伊予郡松前町西古泉282番地2	平成14.9.1
医療法人 藤野医院	伊予郡松前町浜417番地	ふじの内科・小児科	伊予郡松前町浜417番地	平成14.6.1
合資会社 明希訪問介護センター	八幡浜市大字松柏字折口丁388番6	合資会社 明希訪問介護センター	八幡浜市大字松柏字折口丁388番6	平成14.10.1

○愛媛県告示第1672号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人 宇和町社会福祉施設協会	東宇和郡宇和町久枝甲1434番地1	居宅介護支援事業所 松葉寮	東宇和郡宇和町久枝甲1434番地1	平成14.8.1
医療法人 不老	八幡浜市穴井3番耕地401番地	居宅介護支援事業所 不老	八幡浜市穴井3番耕地401番地	平成14.7.1

○愛媛県告示第1673号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社 シーアンドエス	広島県広島市中区加古町13番12号	さくら・介護ステーション 今治	（変更後） 今治市郷新屋敷町五丁目3番2号	平成14.7.1
			（変更前） 今治市横田町一丁目6番3号	

○愛媛県告示第1674号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
宇和町	東宇和郡宇和町大字卯之町三丁目434番地	宇和町特別養護老人ホーム「松葉寮」	東宇和郡宇和町久枝甲1434番地1	平成14.7.31
有限会社 中野薬局	大洲市中村字長畑210	中野薬局	大洲市中村字長畑210	平成14.8.1
内 舂 富 男	宇和島市佐伯町一丁目1番9号	ウチマス薬局中央店	宇和島市中央町一丁目3-12	平成14.3.31
中 島 俊 明	八幡浜市穴井3番耕地401番地	穴井診療所	八幡浜市穴井3番耕地401番地	平成14.5.31
中 島 俊 明	八幡浜市穴井3番耕地401番地	川上診療所	八幡浜市川上町川名津甲325番6	平成14.5.31
藤 野 旭	伊予郡松前町浜417番地	藤野医院	伊予郡松前町浜417番地	平成14.5.31
高 橋 勲	温泉郡重信町横河原前川1309の3	高橋歯科医院	温泉郡重信町横河原前川1309	平成14.3.31
羽 田 良 幸	今治市馬越町二丁目5-43	羽田歯科医院	今治市別宮町三丁目7-21	平成14.9.4

○愛媛県告示第1675号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
宇和町	東宇和郡宇和町大字卯之町三丁目434番地	宇和町特別養護老人ホーム「松葉寮」	東宇和郡宇和町久枝甲1434番地1	平成14.7.31

○愛媛県告示第1676号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に

より、次のとおり医療機関を指定した。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指 定 番 号	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	名 称	所 在 地	指 定 日 月 年
2584	原 田 伸	皮膚科・形成外科 はらだクリニック	新居浜市上原三丁目2748-1	平成14.7.1
2585	井 門 等	井門クリニック	越智郡朝倉村大字朝倉下甲1146-1	平成14.8.1
2586	松 尾 美登利	みどり歯科医院	西条市飯岡3760-1	平成14.9.1
2587	土 居 万 昭	土 居 内 科	東宇和郡宇和町大字上松葉145-1	平成14.9.1
2588	瀬 戸 町 長	瀬戸町国民健康保険瀬戸診療所	西宇和郡瀬戸町三机乙2587	平成14.9.1
2589	黒 光 正 三	くろみつ眼科	新居浜市高木町4-7	平成14.10.1
2590	福 西 昭 人	ふく整形外科	宇摩郡土居町中村1245	平成14.10.1
2591	医療法人 不 老	川 上 診 療 所	八幡浜市川上町川名津甲325-6	平成14.10.1
2592	医療法人 不 老	穴 井 診 療 所	八幡浜市穴井3番耕地401	平成14.10.1
2593	矢 野 尚 樹	矢野眼科大三島分院	越智郡大三島町大字宮浦5161	平成14.10.11
10574	有限会社 虹の森ファーマシー	コスモス薬局	北宇和郡三間町大字宮野下704	平成14.7.1
10575	有限会社 キングメディカル	きんぐ調剤薬局八幡	新居浜市八幡二丁目5-6	平成14.10.1
10576	株式会社 フロンティア	ワタキュー薬局宇和島店	宇和島市丸之内二丁目1-4	平成14.10.1
10577	有限会社 蝶 野	さくら薬局 土居店	宇摩郡土居町中村1254-1	平成14.10.1
10578	株式会社 プリポート	宇和島プリポート薬局	宇和島市御殿町4-19	平成14.10.1
10579	谷 本 勝 司	たにもと薬局	大洲市徳森1990-1	平成14.10.1

10580	株式会社 メディック・ユ	あんず薬局	宇和島市丸之内二丁目1-7	平成14.10.1
10581	株式会社 ア ク ト	みつばち薬局	新居浜市中西町6-45	平成14.10.1
10582	有限会社 宇和島調剤	はまゆう薬局	宇和島市御殿町4-19	平成14.10.11
10583	有限会社 宇和島調剤	パ ー ル 薬 局	宇和島市御殿町3-6	平成14.10.11
10584	有限会社 フラワー薬局	フラワー薬局	伊予郡砥部町高尾田295	平成14.10.11

○愛媛県告示第1677号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指 定 番 号	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	名 称	所 在 地	廃 止 日 月 年
10314	山 田 勇 樹	ヤマダ薬局	宇和島市丸之内一丁目1-3	平成14.3.31
1668	中 島 俊 明	穴 井 診 療 所	八幡浜市穴井3番耕地401	平成14.5.31
2196	中 島 俊 明	川 上 診 療 所	八幡浜市川上町川名津甲325-6	平成14.5.31
10360	山 田 勇 樹	コスモス薬局	北宇和郡三間町大字迫目47	平成14.6.30
2423	小 島 稔 豊	小 島 医 院	西条市神拝甲217-4	平成14.7.31
10514	園 浦 誠 子	フラワー薬局	伊予郡砥部町高尾田295	平成14.9.30

○愛媛県告示第1678号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	土 居 内 科	土 居 万 昭	東宇和郡宇和町大字上松葉145-1	平成14年10月1日
肢 体 不 自 由	小 児 科	城川町国民健康保険土居診療所	日 野 ひ と み	東宇和郡城川町大字土居578	〃
〃	整 形 外 科	愛媛大学医学部附属病院	木 谷 彰 岐	温泉郡重信町大字志津川	〃

○愛媛県告示第1679号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	担 当 す べ き 医 療 の 種 類	指 定 日 月 年
きんぐ調剤薬局八幡	新居浜市八幡二丁目5-6		平成14年10月1日
さくら薬局 土居店	宇摩郡土居町中村1254-1		〃

## ○愛媛県告示第1680号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
フジ北斎院店	松山市北斎院町698番1	平成15年1月6日

## ○愛媛県告示第1681号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
パルティ・フジ北斎院  
松山市北斎院町 698 番 1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社フジ  
松山市宮西町一丁目 2 番 1 号  
代表取締役 時任紀邦
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社フジ  
松山市宮西町一丁目 2 番 1 号  
代表取締役 時任紀邦
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成15年4月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,035平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数

- 174台
- イ 駐車場の収容台数  
80台
- ウ 荷さばき施設の面積  
228平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量  
61立方メートル

## (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時45分から午後10時15分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口5箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時から午後6時まで

## 2 届出年月日

平成14年9月19日

## 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

## ○愛媛県告示第1682号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
フジグラン西条	西条市新田字北新田235番地	駐車場の自動車の出入口の数	6箇所	7箇所	平成14年9月28日	平成14年9月26日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第1683号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
パルティ・フジ宇和島	宇和島市恵美須町二丁目3番28号	駐車場の収容台数	167台	145台	平成15年3月1日	平成14年9月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第1684号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中島町睦月土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	林 昌 男	温泉郡中島町大字睦月327番地

○愛媛県告示第1685号

新居浜市松神子土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新居浜市松神子土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し

- (2) 新居浜市松神子土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年10月21日から11月18日まで
- 3 縦覧場所  
新居浜市役所

○愛媛県告示第1686号

城辺町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長野地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長野地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年10月21日から11月18日まで

- 3 縦覧場所  
城辺町役場

○愛媛県告示第1687号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
西条市丸野字カヤノ内5271・字橋ヶ谷5275の1・保野字丸野道ノ上7562の1・7562の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
林道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1688号

次のとおり落札者を決定した。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
国道197号八西トンネル建設工事 一式	愛媛県土木部土木管理課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成14年9月6日	八西トンネル建設工事大成・鉄建・西田共同企業体 香川県高松市西の丸町14番10号	4,053,000,000円	一般競争入札	平成14年7月23日

○愛媛県告示第1689号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、津島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
津島町  
北宇和郡津島町岩松甲 471 番地  
代表者 町長 曾根貞義  
北宇和郡津島町大字上畑地甲 604 番地
- 2 埋立区域
  - (1) 位置
    - ア 1 地区  
北宇和郡津島町田風字本谷71番12地先から同71番1地先までの公有水面
    - イ 2 地区  
北宇和郡津島町田風字本谷71番1地先から同字内ノ

浦 123 番地先までの公有水面

(2) 区域

ア 1 地区

次のA点からF点までを順次直線で結んだ線並びにF点とA点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（庄ノ島灯台）は、北緯33度07分37秒、東経132度26分31秒の地点

A点は、基点から真北151度26分00秒4,660.00メートルの地点

B点は、A点から真北100度15分00秒2.30メートルの地点

C点は、B点から真北190度15分00秒3.10メートルの地点

D点は、C点から真北100度15分00秒45.90メートルの地点

E点は、D点から真北10度15分00秒3.10メートルの地点

F点は、E点から真北100度15分00秒7.80メートルの地点

イ 2 地区

次の1点から28点までを順次直線で結んだ線並びに

28点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L  
+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線によ  
り囲まれた区域

基点（庄ノ島灯台）は、北緯33度07分37秒、東経 1  
32度26分31秒の地点

1 点は、基点から真北 150 度34分00秒4.730.00メー  
トルの地点

2 点は、1 点から真北99度00分00秒2.60メートルの  
地点

3 点は、2 点から真北 192 度30分00秒3.10メートル  
の地点

4 点は、3 点から真北99度45分00秒6.70メートルの  
地点

5 点は、4 点から真北 102 度00分00秒4.10メートル  
の地点

6 点は、5 点から真北 103 度45分00秒8.90メートル  
の地点

7 点は、6 点から真北 105 度45分00秒3.50メートル  
の地点

8 点は、7 点から真北 106 度45分00秒4.60メートル  
の地点

9 点は、8 点から真北 105 度45分00秒 43.60 メー  
トルの地点

10点は、9 点から真北 106 度00分00秒8.90メートル  
の地点

11点は、10点から真北 107 度30分00秒7.30メートル  
の地点

12点は、11点から真北 109 度30分00秒4.10メートル  
の地点

13点は、12点から真北 111 度00分00秒4.30メートル  
の地点

14点は、13点から真北 112 度45分00秒6.30メートル  
の地点

15点は、14点から真北 113 度00分00秒6.50メートル  
の地点

16点は、15点から真北 115 度00分00秒4.30メートル

の地点

17点は、16点から真北 116 度30分00秒3.60メー  
トルの地点

18点は、17点から真北 118 度30分00秒4.90メー  
トルの地点

19点は、18点から真北 117 度30分00秒5.40メー  
トルの地点

20点は、19点から真北 114 度00分00秒3.90メー  
トルの地点

21点は、20点から真北 111 度30分00秒3.40メー  
トルの地点

22点は、21点から真北 111 度00分00秒3.20メー  
トルの地点

23点は、22点から真北 107 度00分00秒3.10メー  
トルの地点

24点は、23点から真北 104 度30分00秒3.10メー  
トルの地点

25点は、24点から真北15度45分00秒3.10メー  
トルの  
地点

26点は、25点から真北99度00分00秒0.90メー  
トルの  
地点

27点は、26点から真北95度30分00秒4.50メー  
トルの  
地点

28点は、27点から真北91度30分00秒1.90メー  
トルの  
地点

(3) 面積

ア 1 地区

583.81平方メートル

イ 2 地区

3,221.40平方メートル

ウ 合計

3,805.21平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成9年2月20日 愛媛県指令河第1112号

4 しゅん功認可年月日

平成14年10月18日

○愛媛県告示第1690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	山鳥坂名荷谷線	喜多郡肱川町大字中居谷499番1地先から 同大字500番2地先まで	旧	メートル 7.1~10.9	キロメートル 0.100	
			新	7.5~25.0	0.100	

○愛媛県告示第1691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	山鳥坂名荷谷線	喜多郡肱川町大字中居谷499番 1 地先から 同大字500番 2 地先まで	平成14年10月18日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

愛媛県精神医療合同労働組合協議会執行委員長正岡靖男から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成14年10月11日あったので公表する。

平成14年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 新病院建設構想に係る、当病院食の業務委託案の

撤回、労使対等且つ誠実な団体交渉の実施、事前協議同意約款の履行、その他

- 2 日時 平成14年10月22日午前 6 時30分以降本問題が解決に至るまでの期間
- 3 場所 医療法人光佑会黒田病院（伊予郡松前町大字神崎 586 番地）における、同組合員が所属する職場、職域、院内全域、地域
- 4 概要 前記、併用の職場において、あらゆる形と規模における争議行為を単独または併用して実施する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第17号

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年10月18日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1中

「	川 之 江高等学校	3 年	普 通 科	1,160	4 年	普 通 科	夜	160	を
	三 島高等学校	3 年	普 通 科	880	4 年	普 通 科	夜	160	
			商 業 科	120					
「	川 之 江高等学校	3 年	普 通 科	1,120	4 年	普 通 科	夜	160	に、
	三 島高等学校	3 年	普 通 科	840	4 年	普 通 科	夜	160	
			商 業 科	120					
「	新 居 浜 東高等学校	3 年	普 通 科	1,120					を
	新 居 浜 西高等学校	3 年	普 通 科	1,080	3 年以上	普 通 科	夜	160	
「	新 居 浜 東高等学校	3 年	普 通 科	1,080					に、
	新 居 浜 西高等学校	3 年	普 通 科	1,040	3 年以上	普 通 科	夜	160	
「	新 居 浜 工業高等学校	3 年	機 械 科	240	4 年	機 械 科	夜	160	
			電 子 機 械 科	160					
			電 気 科	120					
			電 子 工 学 科	40					
			情 報 電 子 科	80					

		工業化学科	120					
新居浜商業高等学校	3年	商業科 情報処理科 サービス経済科 情報ビジネス科	360 40 40 80					
西条高等学校	3年	普通科 理数科 商業科 衛生看護科	840 120 120 80	4年	普通科	夜	160	
西条農業高等学校	3年	生産科学科 農業土木科 林業科 造園科 グリーン環境科 生活科学科 食品科学科	120 120 40 40 80 120 120					
小松高等学校	3年	普通科 家政科 ライフデザイン科	480 80 40					
東予高等学校	3年	普通科 機械科 電子機械科 電気科 電気システム科 建築科 建設工学科	80 120 40 40 80 40 80					
丹原高等学校	3年	普通科 園芸科学科	600 120					
今治東高等学校	3年	普通科	840					
新居浜工業高等学校	3年	機械科 電子機械科 電気科 情報電子科 工業化学科 環境化学科	200 120 120 120 80 40	4年	機械科	夜	160	
新居浜商業高等学校	3年	商業科 情報ビジネス科	360 120					
西条高等学校	3年	普通科 理数科 商業科 衛生看護科	840 120 120 40	4年	普通科	夜	160	
西条農業高等学校	3年	生産科学科 農業土木科 グリーン環境科 生活科学科	120 120 120 120					

を

に、

			食 品 科 学 科	120							
小	松高等学校	3年	普 通 科	480							
			家 政 科	40							
			ライフデザイン科	80							
東	予高等学校	3年	普 通 科	120							
			機 械 科	120							
			電気システム科	120							
			建設工学科	120							
丹	原高等学校	3年	普 通 科	560							
			園 芸 科 学 科	120							
今	治 東高等学校	3年	普 通 科	720							
「	今 治 南高等学校	3年	普 通 科	840							
			農 業 科	120							
			園芸デザイン科	120							
今	治 北高等学校	3年	普 通 科	720							
			商 業 科	120							
			事 務 科	120							
			情報処理科	120							
今	治 工業高等学校	3年	機 械 科	120	4年	機 械 科	夜	160	を		
			電子機械科	120						電 気 科	160
			電 気 科	120							
			情報技術科	120							
			工業化学科	80							
			環境化学科	40							
			繊維工学科	120							
			デザイン科	120							
			「	今 治 南高等学校							
農 業 科	80										
園芸デザイン科	80										
園芸クリエイト科	40										
今	治 北高等学校	3年	普 通 科	680							
			商 業 科	120							
			事 務 科	120							
			情報処理科	120							
今	治 工業高等学校	3年	機 械 科	120	4年	機 械 科	夜	160	に、		
			電子機械科	120						電 気 科	160
			電 気 科	120							
			情報技術科	120							
			工業化学科	40							
			環境化学科	80							
			繊維工学科	120							
			デザイン科	120							
			「	松 山 西高等学校							

「	松 山 西高等学校	3年	普 通 科	1,000						」に、		
「	松 山 工 業高等学校	3年	機 械 科	240	4年	機 械 科	夜	160				
			電 子 機 械 科	120							電 気 科	160
			電 気 科	120							建 築 科	160
			電 子 科	120								
			情 報 技 術 科	120								
			工 業 化 学 科	120								
			建 築 科	160								
			土 木 科	120								
			織 維 科	120								
	松 山 商 業高等学校	3年	商 業 科	360	4年	商 業 科	夜	160		を		
			流 通 経 済 科	360								
			国 際 経 済 科	160								
			情 報 処 理 科	120								
			情 報 ビジネス科	240								
	東 温高等学校	3年	普 通 科	840								
			商 業 科	240								
			衛 生 看 護 科	80								
	上 浮 穴高等学校	3年	普 通 科	120								
			林 業 科	80								
			森 林 環 境 科	40						」		
「	松 山 工 業高等学校	3年	機 械 科	240	4年	機 械 科	夜	160				
			電 子 機 械 科	120							電 気 科	160
			電 気 科	120							建 築 科	160
			電 子 科	120								
			情 報 技 術 科	120								
			工 業 化 学 科	120								
			建 築 科	120								
			土 木 科	120								
			織 維 科	120								
	松 山 商 業高等学校	3年	商 業 科	360	4年	商 業 科	夜	160		に、		
			流 通 経 済 科	360								
			国 際 経 済 科	120								
			情 報 ビジネス科	360								
	東 温高等学校	3年	普 通 科	840								
			商 業 科	240								
			衛 生 看 護 科	40								
	上 浮 穴高等学校	3年	普 通 科	120								
			林 業 科	40								
			森 林 環 境 科	80						」		
「	伊 予 農 業高等学校	3年	生 物 工 学 科	120								
			園 芸 流 通 科	120								
			食 品 化 学 科	160								
			生 活 科 学 科	120								
										を		

			環境開発科	120					」
「	伊予農業高等学校	3年	生物工学科	120					に、
			園芸流通科	120					
			食品化学科	120					
			生活科学科	120					
			環境開発科	120					
			」						
「	大洲高等学校	3年	普通科	600					を
			商業科	240					
			」						
「	大洲高等学校	3年	普通科	560					に、
			商業科	240					
			」						
「	八幡浜高等学校	3年	普通科	600	4年	普通科	昼夜	320	を
			商業科	360					
			情報処理科	80					
			情報ビジネス科	40					
			」						
「	八幡浜高等学校	3年	普通科	600	4年	普通科	昼夜	320	に、
			商業科	320					
			情報処理科	40					
			情報ビジネス科	80					
			」						
「	野村高等学校	3年	普通科	440					を
			畜産科	120					
			」						
「	野村高等学校	3年	普通科	400					に、
			畜産科	120					
			」						
「	宇和島東高等学校	3年	普通科	480					を
			理数科	120					
			商業科	360					
			情報処理科	80					
			情報ビジネス科	40					
			」						
	宇和島南高等学校	3年	普通科	720	3年以上	普通科	夜	160	」
			衛生看護科	80					
			」						
「	宇和島東高等学校	3年	普通科	480					に、
			理数科	120					
			商業科	320					
			情報処理科	40					
			情報ビジネス科	80					
			」						
	宇和島南高等学校	3年	普通科	680	3年以上	普通科	夜	160	」
			衛生看護科	40					
			」						
「	吉田高等学校	3年	普通科	240					を
			機械科	160					
			電気科	120					
			電子科	120					



今 治 南高等学校	園芸クリエイト科	40
今 治 北高等学校	普 通 科	200
今 治 工 業高等学校	環 境 化 学 科	40
松 山 西高等学校	普 通 科	280
上 浮 穴高等学校	森 林 環 境 科	40
大 洲高等学校	普 通 科	160
八 幡 浜高等学校	商 業 科	80
	情報ビジネス科	40
野 村高等学校	普 通 科	120
宇 和 島 東高等学校	商 業 科	80
	情報ビジネス科	40
宇 和 島 南高等学校	普 通 科	200
津 島高等学校	普 通 科	120
南 宇 和高等学校	普 通 科	280

(入学定員の適用除外)

3 次の表に掲げる学校の学科については、別表第2の1備考2の規定は、適用しない。

学 校 名	全日制の課程 学 科	備 考
新居浜工業高等学校	工 業 化 学 科	平成15年度から生徒募集を停止
今 治 南高等学校	農 業 科	同
	園芸デザイン科	同

### 教育委員会告示

#### ○愛媛県教育委員会告示第4号

平成15年度愛媛県立中学校入学者選考実施要項を次のように定める。

平成14年10月18日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

#### 平成15年度愛媛県立中学校入学者選考実施要項

平成15年度愛媛県立中学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。

#### 1 募集人員

平成15年度県立中学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中学校 160名

愛媛県立松山西中学校 160名

愛媛県立宇和島南中学校 160名

#### 2 通学区域

通学区域は、愛媛県立中学校の通学区域に関する規則(平成14年愛媛県教育委員会規則第14号)の定めるところによる。

#### 3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成15年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校(以下「小学校等」という。)を卒業する見込み

の者

(2) 平成15年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者で、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が特別に出願を認めたもの

#### 4 出願

入学志願者は、在籍する小学校等の校長(以下「小学校長」という。)を経て志願先中学校に併設する高等学校の校長(以下「併設高等学校長」という。)に入学志願書及び入学志願理由書を提出しなければならない。

なお、出願期間、出願手続等の詳細については、教育長が別に定める。

#### 5 調査書

調査書は、小学校長から併設高等学校長に提出するものとし、その様式等については、教育長が別に定める。

#### 6 面接、作文及び適性検査

(1) 入学志願者全員に対して、面接、作文及び適性検査を行う。

(2) 面接、作文及び適性検査を行う期日及び場所は、次のとおりとする。

平成15年1月21日(火) 志願先中学校に併設する高等学校(以下「併設高等学校」という。)

#### 7 入学者の選考

(1) 入学候補者の選考

併設高等学校長は、入学志願理由書、調査書並びに面接、作文及び適性検査の結果を総合的に判断して、入学候補者を選考する。

## (2) 入学候補者の発表

入学候補者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の方法等は、教育長が別に定める。

平成15年1月28日(火)

## (3) 抽選による入学予定者及び補欠入学予定者の決定

ア 入学候補者数が募集人員を超える場合又は入学候補者数が募集人員を超えない場合で、市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)立の中学校の1の学区について35人を超えるときは、次により公開して抽選を行い、入学予定者及び補欠入学予定者を決定する。

(ア) 抽選を行う期日及び場所は、次のとおりとする。

平成15年2月2日(日) 併設高等学校

(イ) 抽選は、市町村立の中学校の1の学区について入学予定者数の上限を35人とする制限(以下「入学予定者数制限」という。)を設けて実施する。

(ウ) 抽選の方法等は、教育長が別に定める。

イ アに掲げる場合を除き、抽選は行わず、入学候補者を入学予定者とする。

## 8 入学予定者及び補欠入学予定者の発表

7(3)アにより決定した入学予定者及び補欠入学予定者については、抽選日当日に発表する。

なお、発表の方法等については、教育長が別に定める。

## 9 入学予定者の欠員の補充

入学辞退その他の事由により、入学予定者に欠員を生じた場合は、7(3)アにより決定した補欠入学予定者の中から、入学予定者数制限を適用して、これを補充する。

なお、欠員を補充する期間、その実施方法等については、教育長が別に定める。

## ○愛媛県教育委員会告示第5号

平成15年度愛媛県立高等学校入学選抜実施要項を次のように定める。

平成14年10月18日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

## 平成15年度愛媛県立高等学校入学選抜実施要項

平成15年度愛媛県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程並びに専攻科及び別科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

## 第1 募集

1 平成15年度県立高等学校の第1学年の募集人員は、別に定める。

2 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の学科について、一括して募集することができる。

## 第2 通学区域

通学区域は、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の定めるところによる。

## 第3 一般入学選抜

## 1 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当す

る者とする。

(1) 平成15年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校(以下「中学校等」という。)を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(2) 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

## 2 出願

入学志願者は、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「中学校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合は直接)、志願先高等学校の校長(以下「高等学校長」という。)に入学願書を提出しなければならない。この場合において、全日制の課程と定時制の課程とを併願することはできない。

なお、出願期間、出願手続等の詳細については、教育長が別に定める。

## 3 出願調整

入学志願者は、入学願書受付締切り後、教育長が別に定める期間中、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。

## 4 報告書

中学校長から高等学校長に提出する報告書は、次のとおりとし、その様式等については、教育長が別に定める。

(1) 調査書

(2) 学習成績等一覧表

## 5 学力検査

入学志願者全員に対して次により学力検査を行う。

## (1) 検査教科

ア 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

イ 定時制の課程

国語を入学志願者全員に受検させることとし、社会、数学、理科及び英語の4教科から2教科を入学志願者に選択させて、計3教科とする。

## (2) 検査問題

中学校学習指導要領(平成10年12月文部省告示第176号)に示されている各教科の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

## (3) 検査期日

平成15年3月11日(火)及び同月12日(水)

## (4) 検査場

志願先高等学校(本校又は分校)

## 6 面接及び実技テスト

(1) 面接は、入学志願者全員に対して行う。

(2) 実技テストは、工業科のデザイン科の入学志願者に対して行う。

(3) 面接及び実技テストは、学力検査終了後に行う。

## 7 入学者の選抜

高等学校長は、報告書、学力検査の成績等を資料として、次により入学者を選抜する。

- (1) 各高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定する。
- (2) 全日制の課程については、次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員（推薦入学確約者を除く。以下この号において同じ。）を下回っている場合は、ア及びイ中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

#### ア 第1選抜

調査書点（第1、第2、第3学年において履修した必修教科の評定の合計に、選択教科の外国語（共通）の評定合計を加算したものをいう。以下イにおいて同じ。）が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。

#### イ 第2選抜

第1選抜で選抜されなかったすべての者を対象に、学力検査の成績（A）、調査書点（B）、調査書の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点（C）を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、A、B及びCの比率は、それぞれAは3～6、Bは2～4、Cは2～4の範囲内とし、A、B及びCの比率の合計が10となるように定めるものとする。ただし、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者としない。

なお、第2選抜におけるA、B及びCの比率は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

- (3) 定時制の課程については、高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによってすべての合格者を決定することができる。

#### 8 合格者の発表

合格者の発表の期日、方法等は、教育長が別に定める。

#### 9 第2次募集

定時制の課程については、第1次募集における合格者が募集人員に満たない場合は、第2次募集を行うものとする。この場合において、学力検査の教科は、第1次募集の場合に準ずる。

なお、学力検査の期日、方法等の詳細については、教育長が別に定める。

#### 第4 推薦入学者選抜

##### 1 実施学科

全日制の課程のすべての学科について実施する。

##### 2 募集人員

推薦入学の募集人員は、普通科にあっては当該学科の募集人員の10パーセント程度、理数科にあっては当該学

科の募集人員の15パーセント程度、職業教育を主とする学科及び総合学科にあっては当該学科の募集人員の30パーセント程度とする。

#### 3 出願資格

- (1) 推薦入学を志願できる者は、平成15年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者であって、次の要件のすべてに該当し、かつ、在籍中学校等の校長が推薦するものとする。

ア 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。

イ 当該高等学校・学科に適性、興味・関心を有すること。

ウ 人物が優れていること。

エ 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。

オ 次の要件のいずれかに該当すること。

(ア) 特別活動において優れた実績を有すること。

(イ) 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。

(ウ) 理数科又は職業教育を主とする学科を志願する者にあつては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それぞれの学科に関連した教科において秀でていること。

- (2) 出願資格の詳細については、各高等学校長が、それぞれの高等学校の教育目標、当該学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

#### 4 出願

推薦入学志願者は、在籍中学校等の校長を経て、高等学校長に推薦入学願書を提出しなければならない。

なお、出願期間、出願手続等の詳細については、教育長が別に定める。

#### 5 報告書

在籍中学校等の校長から高等学校長に提出する報告書は、次のとおりとし、その様式等については、教育長が別に定める。

(1) 推薦書

(2) 調査書

#### 6 学力検査

学力検査は、行わない。

#### 7 面接、作文及び実技テスト

(1) 面接及び作文は、推薦入学志願者全員に対して行う。

(2) 実技テストは、工業科のデザイン科の推薦入学志願者に対して行う。

(3) 面接、作文及び実技テストを行う期日及び場所は、次のとおりとする。

平成15年2月7日（金） 志願先高等学校（本校又は分校）

#### 8 推薦入学者の選抜

高等学校長は、各高等学校、学科等の特色を踏まえて、報告書並びに面接、作文及び実技テストの結果等を総合的に判定し、推薦入学者を選抜する。

- 9 合格者の発表  
合格者の発表の期日、方法等は、教育長が別に定める。

○愛媛県教育委員会告示第6号

平成15年度愛媛県立特殊学校高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成14年10月18日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成15年度愛媛県立特殊学校高等部入学者選抜実施要項

平成15年度愛媛県立特殊学校高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

1 募集人員

平成15年度県立特殊学校高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別に定める。

2 出願資格

入学を志願できる者は、心身の故障が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に定める程度の者で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 本科

ア 平成15年3月末日までに盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部若しくは中学校（以下「中学部等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 専攻科

ア 平成15年3月末日までに盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、高等学校又は中等教育学校（以下「高等部等」という。）を卒業する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

3 出願

入学志願者は、在籍学校又は出身学校の校長（以下「在籍学校等校長」という。）を経て（在籍学校及び出身学校のない場合は直接）、志願先学校の校長（以下「志願先校長」という。）に入学願書を提出しなければならない。

なお、出願期間、出願手続等の詳細については、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

4 報告書

在籍学校等校長から志願先校長に提出する報告書は、次のとおりとし、その様式等については、教育長が別に定める。

(1) 調査書

(2) 健康診断票

5 学力検査

入学志願者に対して次により学力検査を行う。ただし、

志願先校長が、特別の事情があると認めたときは、学力検査を行わないことがある。

(1) 本科

ア 検査教科

志願先校長が、学校の実態に応じて決定する。

イ 検査問題

盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領（平成11年3月文部省告示第61号）に示されている中学部の各教科の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

ウ 検査期日

平成15年3月7日（金）

エ 検査場

志願先の盲学校、聾学校又は養護学校（本校）

(2) 専攻科

ア 検査教科

松山盲学校長が、学校の実態に応じて決定する。

イ 検査問題

盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領（平成元年10月文部省告示第159号）に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

ウ 検査期日

平成15年3月7日（金）

エ 検査場

松山盲学校

6 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して行う。

(2) 適性検査

ア 志願先校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、志願先校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日

学力検査の検査期日と同じ日とする。

7 入学者の選抜

志願先校長は、報告書、学力検査の成績等を資料として、次により入学者を選抜する。

(1) 各学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定する。

(2) 合否の判定に当たっては、報告書並びに学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果等を総合して判定する。

8 合格者の発表

合格者の発表の期日、方法等は、教育長が別に定める。

公 営 企 業 告 示

○愛媛県公営企業告示第5号

次のとおり落札者を決定した。

平成14年10月18日

愛媛県立中央病院長 藤 井 靖 久

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
重油（J I S K 2205 1種2号） 1リットル当たりの単価 約840,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日 町83番地	平成14年9月26日	上岡商事株式会社 松山市余土中四丁目 15番19号	29,82円	一般競争入札	平成14年2月15日

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成14年10月8日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成14年10月18日

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一

1 起業者の名称

伊予市

2 事業の種類

市道下三谷楠木線新設工事（愛媛県伊予市下三谷字向井地内から同県同市下三谷字薄井谷地内まで）及びこれに伴う市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権利の表示		関 係 人 住 所 氏 名		
	所 在 地 番	地 目		面 積			収用及び使用しようとする土地の実測 <sup>(㎡)</sup>		受付年月日 受付番号	種 類			
		公 簿	現 況	公 簿 <sup>(㎡)</sup>	実 測 <sup>(㎡)</sup>	取用及び使用しようとする土地の実測 <sup>(㎡)</sup>							
収 用	愛媛県伊予市下三谷字北稲村	1266番1	田	田	875	875.99	9.26	千葉県我孫子市古戸230番地の26 岩村 千里					
		1267番	田	田	1,096	1,096.19	568.24						
使 用	愛媛県伊予市下三谷字北稲村	1266番1	田	田	875	875.99	4.55				千葉県我孫子市古戸230番地の26 岩村 千里		
		1267番	田	田	1,096	1,096.19	19.63 4.44 4.06						

